

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>「調達仕様書」 P25 8.入札参加資格に関する事項&gt;8.1.入札参加要件&gt;イ. 公的な資格や認証等の取得 について</p> <p>● 応札者は、以下の資格を全て有する者であること。</p> <p>①ISO9001 (QMS) の公的機関による認証を取得していること。</p> <p>②ISO27001 (ISMS) の公的機関による認証を取得していること。</p> <p>③JISQ15001 (個人情報保護マネジメントシステム) によりプライバシーマークの付与認定を受け、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。</p> <p>公的な資格や認証等の取得が上記の通り定められていますが、③について、「JISQ15001 (個人情報保護マネジメントシステム) によりプライバシーマークの付与認定を受け、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。または、同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。」に要件の変更をしていただけないでしょうか。</p> <p>【理由】</p> <p>政府の調達ガイドライン等にも「特定の資格や認証等の保有を条件とする場合は、当該条件が応札希望者等にとって過度の制約とならないよう必要最小限のものとする」との記載もあり、当該③について、上記のとおり要件変更していただくことで、参入障壁を高めることなく本調達案件の履行能力を担保することは可能と考えます。</p>	<p>公的な資格や認証等の取得については、本業務で必要と整理した要件として定めておりますので、現記載内容にてご検討をお願いいたします。</p>
2	<p>・「調達仕様書」 P41. 調達案件の概要&gt;1.6.作業スケジュール (想定) について</p> <p>調達仕様書「4.作業の実施内容」、別添資料2.「業務概要・要件一覧」、別添資料4.「機能・画面一覧」等により本件作業の難易度や作業量を把握、理解しましたが、当該「作業スケジュール (想定)」に記載されている「要件定義確定・設計～移行」までのスケジュール期間 (2023年1月～5月) 想定では実現が非常に厳しい内容と考えます。「作業スケジュール (想定)」について、次期システムの要件定義確定の結果を踏まえ、貴省と協議の上、作業スケジュールの見直し (期間延長等) を検討いただくことは可能でしょうか。2023年6月からの当該システムの本稼働は必須要件となりますでしょうか。</p>	<p>要緊急対処特定外来生物の指定等 (ヒアリ類関係) 及び一部の規制を適用除外とする特定外来生物の指定等 (アカミミガメ・アメリカザリガニ関係) についての改正を令和5年6月頃に予定していることから、この改正に合わせて当該システムの稼働を必須としております。</p> <p>一方で、意見聴取や地図表示等の追加機能については、システム稼働後の追加実装とすることも検討可能と考えております。令和5年6月までに全ての機能の実装が難しい場合においては、業務運営に必須となる機能とその他の追加機能とで段階的なリリースにするなど、令和5年6月時点での実装対象範囲をご検討のうえ、実現性等を踏まえたスケジュール、実装対象範囲等をご提案いただければと思います。</p>
3	<p>調達仕様書では要件定義 (2023年1月) から本番運用 (2023年6月) まで開発期間は5カ月記載されておりますが、教育や仮運用などの期間を考慮すると開発期間は更に短くなり、機能実現する開発期間を確保できないと考えております。例えば現行システムの延命などにより本番リリースを延長し開発期間を確保することは可能でしょうか。</p>	<p>スケジュールに関しては、No.2をご参照ください。</p>
4	<p>「別添資料2.業務概要・要件一覧」の「2.9.2.2 文書登録」に「一元的な文書管理システムによる実現を想定。なお、電子媒体による申請の場合は必ず申請書・添付書類は一元的な文書管理システム上での文書保存を実現すること。また、紙申請においてもできる限り電子媒体での保存及び決裁を実現すること。」と記されていますが、「一元的な文書管理システム」はインターネットによるAPI接続等によりクラウド環境と接続が可能なのでしょうか。</p>	<p>一元的な文書管理システムは総務省が管轄するシステムであり、個別システムとのAPI接続は許可されておりません。</p> <p>本業務では、申請書及び添付書類の電子ファイル (PDF形式等) を一元的な文書管理システムに手動で保存することを想定しています。</p>
5	<p>「別添資料3.現行システムの課題及び対応方針一覧」に「宛名ラベル作成機能」について具体的な機能内容をご教示いただけますでしょうか。また作成にあたり、ラベルプリンタのような特別な機器が必要でしょうか。</p>	<p>本業務内でラベルプリンタ等の機器の導入は想定しておりません。</p> <p>現行は申請者情報の一覧を出力後に宛名ラベルの形式に加工する処理を手動で行っています。加工に係る手間の軽減及びミス防止のため、システムから申請者を指定して宛名ラベルの形式・サイズでファイル出力 (Word形式を想定) を可能とすることを想定しています。</p>